

旧緊急時避難準備区域（田村市）において造園や緑化木の育成販売等を業とする申立会社の営業損害（逸失利益及び追加的費用）について、販売用に育成していた緑化木を原発事故のために管理することができなくなって伐採したが、再度、伐採した緑化木の根を管理育成すれば8割程度は再生可能であること等を考慮し、伐採した緑化木に係る逸失利益の2割に当たる額と伐採時である平成27年5月から令和元年5月までに再生のための管理育成等に要した追加的費用の8割に当たる額の合計額に原発事故の影響割合を考慮して7割を乗じた額が既払金（伐採した緑化木の財物賠償として支払われた金額）を控除した上で賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

1 損害項目

（1）営業損害（別紙目録記載の立木にかかる逸失利益）

金1239万8820円

（2）追加的費用（別紙目録記載の立木にかかる再生費用）

金112万9520円

2 期間

上記1（2）につき

別紙目録記載の立木の伐採工事の日から令和元年5月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金1352万8340円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項の損害に対する賠償として金451万4379円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年2月28日

(仲介委員 齋藤 祐一)

(別紙目録)

所在地：福島県田村市〇〇 (〇農場)

1	ケヤキ (株立)	1 2 8 0 本
2	ケヤキ (単木)	6 6 本
3	ヤマザクラ (株立)	1 3 9 本
4	ヤマザクラ (単木)	7 本
5	エゴノキ (単木)	5 本
合	計	1 4 9 7 本